

宮城海区漁業調整委員会委員候補者審査要領

1 目的

この要領は、宮城海区漁業調整委員会委員選任要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき推薦を受けた者及び応募をした者（以下「候補者」という。）について、宮城海区漁業調整委員会委員候補者審査会（以下「審査会」という。）において審査を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

各候補者について、要綱第6条により提出された申込書をもとに漁業者委員、学識経験委員、中立委員に区分し、次の各号及び別表に従って審査を実施する。

- (1) 推薦又は応募があった者の数が定数と同数であった場合、別表の評価項目のうち、漁業者委員については「漁業に関する識見」及び「漁業者の意見の反映規模」、「委員会の所掌事務の適正な執行」について、学識経験委員については「資源管理又は漁業経営に関する識見」及び「委員会の所掌事務の適正な執行」について、中立委員については「委員会の所掌事項を遂行する上で有用な識見」及び「委員会の所掌事務の適正な執行」について採点を行い、全審査員の合計点が満点の6割以上であった者を委員として選任する。
- (2) 推薦又は応募があった者の数が定数を上回った場合は、下記の手順によって審査を実施する。
 - ①各審査員が、別表の各評価項目について採点を行う。
 - ②評価項目のうち、漁業者委員については「漁業に関する識見」及び「漁業者の意見の反映規模」、「委員会の所掌事務の適正な執行」について、学識経験委員については「資源管理又は漁業経営に関する識見」及び「委員会の所掌事務の適正な執行」について、中立委員については「委員会の所掌事項を遂行する上で有用な識見」及び「委員会の所掌事務の適正な執行」に係る全審査員の合計点が満点の6割以上であった者について、審査員ごとに全ての評価項目の「合計点」を算出する。
 - ③審査員ごとに最も合計点の高い候補者から順に順位を付け、各審査員の順位を合計した「審査点」が少ない順に選任する。なお、漁業者委員については、漁業地域に著しい偏りが生じないように配慮の上、選任する。

3 審査の公平・公正の維持

審査会の公平かつ公正な審査を維持するため、審査員及び事務に携わる職員は、審査会で交わされた意見等を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月25日から施行する。

別表

委員区分	評価項目	評価基準
漁業者委員	漁業に関する識見	県内漁業の現状、歴史等について豊富な知識を有しているか
		委員会の所掌事項について公益的な立場で判断することができるか
	漁業者の意見の反映規模	多数の関係者の意見を反映できるか
	水産業振興への取組状況	水産業振興に関する取組実績はあるか
	委員構成のバランス	被推薦者又は応募者の漁業種類
学識経験委員	資源管理又は漁業経営に関する識見	資源管理又は漁業経営について豊富な知識を有しているか
		資源管理又は漁業経営に関する知識をもとに、委員会の所掌事項について公益的な立場で判断することができるか
	水産業振興への取組状況	水産業振興に関する取組実績はあるか
中立委員	委員会の所掌事項を遂行する上で有用な識見	漁業、資源管理、漁業経営以外の分野において、委員会の所掌事務を遂行するに当たり有用な知識を有しているか
		上記専門知識をもとに、委員会の所掌事務について公益的な立場で判断することができるか
	水産業振興への取組状況	水産業振興に関する取組実績はあるか
共通	委員会の所掌事務の適正な執行	海区漁業調整委員会に出席し、委員としての職責を果たすことができるか
		海区漁業調整委員会委員の経験はあるか
	推薦・応募の理由	推薦理由・応募理由は、委員会の所掌事項に鑑みて適切なものか
	若者及び女性の参画促進	被推薦者・応募者の年齢
被推薦者・応募者の性別		